

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示番号 (注4)
コスタリカ	国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画のための贈与に関する日本国政府とコスタリカ共和国との間の交換公文	国営ラジオ・テレビ局放送機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	72,000千円 H28.9.30まで	H25.3.13 サンホセ で (同日)	並木芳治在コスタ リカ大使 側 ホセ・エン コスタリカ側 リケ・カス バレンテス外務・宗務大 臣	H25.4.3 100号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。